かごしまの竹で育む産地づくり事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、早掘りたけのこの生産体制の強化や竹林資源の有効活用の促進を図るかごしまの竹で育む産地づくり事業(以下「事業」とする。)の実施について、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)及びかごしまの竹で育む産地づくり事業補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)に基づく取り扱いの細部を定めるものとする。

第2 事業の内容

補助金の交付の対象となる事業区分,事項,事業種目,工種は補助金交付要綱別表第2のとおりとし,事業内容は以下のとおりとする。

- 1 のびのび生産体制づくり
- (1) たけのこ・竹材生産林の整備

ア まとまりのあるたけのこ生産林や竹材生産林を整備するための竹林改良(伐竹 及び集材),管理路の整備

イ 台風被害竹林の復旧(伐竹及び集材)

(2) 生産・加工機械の整備

ア たけのこ及び竹材の生産・加工に必要な機械の整備

- 2 さらさら需要づくり
- (1) 竹林資源の新たな活用推進

ア 新たなたけのこ加工品及び竹製品の開発と普及・PR

第3 補助対象経費

補助対象とする科目及びその内容については、別表のとおりとする。

第4 事業の対象地域

対象地域は、鹿児島県特用林産振興基本方針(以下「基本方針」という。)に定める 振興市町村又は振興地域として指定が見込まれる市町村とする。

第5 事業主体

事業主体は、補助金交付要綱別表第1のとおりとし、以下による者とする。

- 1 「たけのこ・竹材生産林の整備」の事業主体は、竹林所有者からの委託を受けて実施する場合、次の要件を満たす者とする。
- (1) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき,現場作業の内容に応じて必要とされる資格等を有する者を作業に従事させること。
- 2 「たけのこ・竹材生産林の整備」,「生産・加工機械の整備」,「竹林資源の新たな活用推進」の事業主体として記載されている「林業者等の組織する団体」及び「知事の認める民間企業(以下「民間企業」という。)」は、次の要件を満たす者とする。
- (1) 林業者等の組織する団体
 - ア 地域におけるたけのこ又は竹材の生産の担い手としてふさわしい組織団体であり、組織が協同の原則で運営されるとともに、構成員が平等の議決権を行使する 総会等の決定機関を有している組織体であること。
 - イ 組織体は、現に農林業を営む者又は竹林を所有する者で、生計を別とする3名 以上の構成員をもって組織されること。

- ウ 構成員は、原則として基本方針に定める振興市町村でたけのこ・竹材の生産を 行っている者又は当該地域に居住する者であること。
- エ 組織の運営を明確にするための次の事項を定めた規約等を備えていること。
 - (ア) 組織体の名称・所在地
 - (イ) 事業の種類
 - (ウ) 構成員の資格
 - (エ) 役員及び代表者の決定方法
 - (オ) 組織の運営方法
- (2) 民間企業
 - ア事業を実施しようとする地域に本社又は営業所を有する会社であること。
 - イ 雇用契約書,賃金台帳,出役簿等の関係書類が整備されていること。

第6 事業の採択基準

- 1 のびのび生産体制づくり
- (1) たけのこ・竹材生産林の整備
 - ア 「たけのこ・竹材生産林の整備」の実施に当たり、竹林所有者からの委託を受けて整備を行う場合は、契約期間が5年以上の竹林整備・施工地管理委託契約(以下「委託契約」という。)を締結すること。
 - イ 民間企業が事業主体となる場合は、3名以上の竹林所有者と委託契約を締結すること。ただし、3者以上の民間企業で組織する団体が事業主体となる場合は、この限りではない。
 - ウ 「たけのこ・竹材生産林の整備」の面積については以下のとおりとする。
 - (ア) 竹林改良,管理路整備
 - 1施行地あたりの面積は0.01ha以上とし、合計面積が概ね1ha以上でまとまりのある竹林とする。
 - (イ) 台風被害竹林の復旧
 - 1施行地あたりの面積は0.01ha以上とする。
- 2 さらさら需要づくり
- (1) 竹林資源の新たな活用推進
 - 補助事業者は、開発した製品等を県等が行うPRに使用することを承諾すること。

第7 事業実施計画

補助事業者は,事業目的に即した事業計画を作成し,知事の承認を受けるものとし, 事業計画の作成,承認等に必要な手続きについては,次のとおりとする。

- 1 のびのび生産体制づくり
- (1) たけのこ・竹材生産林の整備
 - ア 補助事業者は、事業の施工方法等について、関係者や県関係機関と十分な調整を図った上でかごしまの竹で育む産地づくり事業計画書(別記第1号様式、以下「計画書」という。)を作成し、知事に提出して、その承認を受けるものとする。
 - イ 計画書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (ア) 事業計画位置図
 - (イ) 事業費の積算根拠となる資料
 - (ウ) 事業主体の総会資料等
 - (エ) 鹿児島県の県税について未納の税額がないことの証明書(ただし,市町村, 林業者等の組織する団体は除く。)

- (オ) その他必要と認める資料
- ウ 補助事業者は、承認を受けた事業計画の内容に変更が生じた場合には、速やか に知事に報告するものとする。

なお、次の内容の変更が生じた場合は知事の変更承認を受けるものとする。

- (ア) 事業実施主体の変更
- (イ) 事業実施簡所の変更
- (ウ) 事業費総額の30%を超える増減
- (エ) 事業種目又は工種の変更
- (2) 生産・加工機械の整備
 - ア 補助事業者は、関係者や県関係機関と十分な調整を図った上で、計画書を作成 し、知事に提出して、その承認を受けるものとする。
 - イ 計画書に添付する書類は次のとおりとする。
 - (ア) 事業計画位置図
 - (イ) 機械に関する見積書,事業費の積算根拠となる資料
 - (ウ) 事業実施主体の総会資料等
 - (エ) 鹿児島県の県税について未納の税額がないことの証明書(ただし,市町村, 林業者等の組織する団体は除く。)
 - (オ) その他必要と認める資料
 - ウ 補助事業者は、承認を受けた事業計画の内容に変更が生じた場合には、速やか に知事に報告するものとする。

なお、次の内容の変更が生じた場合は、知事の変更承認を受けるものとする。

- (ア) 事業実施主体の変更
- (イ) 事業実施箇所の変更
- (ウ) 事業費総額の30%を超える増減
- (エ) 工種の変更
- (オ) 構造,規格又は規模の変更
- 2 さらさら需要づくり
- (1) 竹林資源の新たな活用推進
 - ア 補助事業者は、事業の実施方法等について、関係者や県関係機関と十分な調整 を図った上で計画書を作成し、知事に提出して、その承認を受けるものとする。 イ 計画書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (ア) 事業計画位置図
 - (イ) 事業費の積算根拠となる資料
 - (ウ) 事業主体の総会資料等
 - (エ) 鹿児島県の県税について未納の税額がないことの証明書(ただし,市町村, 林業者等の組織する団体は除く。)
 - (オ) その他必要と認める資料
 - ウ 補助対象者は,承認を受けた事業計画の内容に変更が生じた場合には,速やか に知事に報告するものとする。

なお、次の内容の変更が生じた場合は知事の変更承認を受けるものとする。

- (ア) 事業実施主体の変更
- (イ) 事業実施箇所の変更
- (ウ) 事業費総額の30%を超える増減
- (エ) 開発内容の変更

第8 事業執行に関する基準

- 1 のびのび生産体制づくり
- (1) たけのこ・竹材生産林の整備

ア 請負に付して事業を執行した場合は、事業主体において、検査調書、目的物の 引渡書・引受書等の一連書類を完備すること。

- (2) 生産・加工機械の整備
 - ア 機械整備を行う場合は、3者以上から見積書を徴収することを原則とし、売買 契約書を作成すること。
 - イ 請負に付して事業を執行した場合は、事業主体において、検査調書、目的物の 引渡書・引受書等の一連書類を完備すること。

第9 事業実績報告に添付する書類

- 1 のびのび生産体制づくり
- (1) たけのこ・竹材生産林の整備

補助事業者は、補助金交付要綱第11条で定める実績報告書に、実施箇所調書(別記第2号様式)及び竹材生産実績表(別記第3号様式)を添付するものとする。

第10 完了検査及び完了確認検査

- 1 補助事業者が実施する完了検査の検査調書は、補助事業者が定めているところによるものとする。なお、特に定めがない場合は別記第4号様式によるものとする。
- 2 県の完了確認検査は、完了確認検査調書(別記第5号様式)によるものとする。 なお、検査は申請のあった施行地1箇所ごと、あるいは機械1件ごとに原則として 書類検査及び現地調査により行うものとするが、次に掲げる施行地については、当該 施行地のうち無作為に抽出する5分の1以上に相当する数の施行地を除き、現地検査 を省略することができる。
- (1) 竹林改良において、施行地ごとの施行状況が判断できる事業完了写真が管理されているもの。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は知事が別に定める。

附則

- 1 この要領は令和4年6月30日から適用する。
- 2 この要領の制定に伴いかごしまの竹と生きる産地づくり事業実施要領を廃止する。

別表 (第3関係)

補助対象とする科目及びその内容

1113.737	1,3,10 / 01	日及いてのド	, ,	
事業区分	事項	事業種目	科目	内容
のびのび生産体	たけのこ・ 竹材生産林 の整備		選竹費 不良竹の伐竹・玉切り費 竹材搬出費 枝条部整理費 雑物除去費 地床整理費 施肥費 肥料費	事業に必要な標準経費は、別に定める。
制づ		管理路整備	管理路開設費	事業に必要な標準経費は,別に定める。
< 9	th steen has seen	台風被害竹林の復旧	不良竹の伐竹・玉切り費 竹材搬出費 枝条部整理費 雑物除去費 地床整理費 施肥費 肥料費	
		生産・加工 機械の整備	機械器具費	事業の実施のために必要な機械器 具の購入費
		2.)1.0 × 40	本機購入費 付属機械器具購入費 事業雑費	本機の購入費 付属機械器具の購入費 ①本機及び付属機械器具の運送料 (現地着価格によって購入すると きは含めない)並びに定置式機械 の据付料 ②車両購入に伴う重量税,取得税 及び自動車損害賠償責任保険料
せいせい	, . ,	たけのこ加 工品及び竹 製品の開発 と普及・P R		日々雇用者の賃金(測量,事務, 現場監督補助人夫等の賃金),賃 金支弁者に係る社会保険料の事業 主負担分 外部講師(技術指導やアドバイザ
需		K		ー等) への謝金
要づくり			需用費	外部講師等の旅費に必要な経費 消耗品費,燃料費,食糧(原則と して,会議等における茶菓代に限 る。),印刷製費,原材料費,光熱 水料費び修繕料
			役務費	通信運搬費,傷害保険料,手数料等
			委託料	資料作成,測量,コンサルタント 等の委託料
			備品・資機材購入費	事業の実施のために必要な備品・ 資機材の購入費(机,椅子,書庫 等汎用性のあるものを除く。)
			使用料及び賃借料	会議室,土地建物,貨客兼用自動車,事業用機械器具等の借料及び 損料

年度

かごしまの竹で育む産地づくり事業計画書

市町村等名

事業主体名

所 在 地

1 事業計画概要

(1) 事業実施箇所						
(2) 事 業 内 容 (事業区分・事項)						
(3) 事業の必要性						
(4) 事 業 費	経費内訳(県費	円、その他	円)			
(5) 事 業 主 体	名称:		代表者名		構成員数	人
(6) 事業主体所在地	住所:		代表者電話番号()	_	
(7) 事業実施方法						

(注) 事業内容欄の「事業区分」及び「事項」は、補助金交付要綱別表第2により記載すること。

2 事業費積算

事業種目	工 種	事業量	積	算	内	訳	事 業 費	備考
合 計								

(注) 「事業種目」及び「工種」欄は、補助金交付要綱別表第2により、それぞれに積算内容を記載すること。 同一の「工種」を複数の箇所で実施する場合は、備考欄に箇所毎の内訳を記載すること。

3 事業実施計画箇所表 (たけのこ・竹材生産林の整備)

工種	番号	竹林所有者名	事業箇所	立竹密度	事業量	事業費	事業期間	備考
工作	宙力	1747/月有4石	(市町村名,大字,字,地番)	(本/ha)	(ha, m)	(千円)	学 未朔间	I/III ² 77
計								

⁽注) 1 「工種」欄は、補助金交付要綱別表第2から記載すること。

² 実施計画箇所の位置図を添付すること。

4 生産計画等

	区分	現在の状況 事業実施後の状況						
		面積		その他	面積			その他
作目		施設等	生産量	()	施設等	生産量	出荷先	()

(注)「たけのこ・竹材生産林の整備」,「生産・加工機械の整備」のみ作成すること。

5 事業導入後5年間の生産計画

(単位: t (生材重量))

事業箇所	(事業	年度 年度)	(14	年度 年後)	(24	年度 年後)	(34	年度 年後)	(44	年度 年後)	(54	年度 年度 年後)	合	計
番号	竹材	たけのこ	竹材	たけのこ										
合計														

(注) 「たけのこ・竹材生産林の整備」, 「生産・加工機械の整備」のみ作成すること。

6	事業	Ì .	/ 	左	訒	丰
n	事未	+	1444.1	□11	部公	ᅏ

ふりがな	
事業主体名	
代表者 職・氏名	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
担当者 氏名	

エーいわ押

以下の書類を添付し、チェック欄に〇をつけること。

		ノエソフ加
(1)	定款、設置規約等の写し	
(2)	鹿児島県の県税について未納の税金がないことの証明書	

(3) 労働安全衛生法に基づく免許・資格等の取得状況

免記	免許・資格等			性別	生年月日	年齢	実務経験 年 数	資格証の写し	備考
安全衛生 特別教育	チェーンソーに よる伐木等業務								必須
その他									
- C 07旧									
			•						

- 注1) (2) は市町村、林業者の組織する団体は除く。
- 注2) (3) は、「たけのこ・竹材生産林の整備」を実施する場合のみ記入すること。 「資格証の写し」欄には、写しを添付してある場合は「〇」印を付けること。 架線、はい積み、林内作業車による集材などを行う場合は、その他欄に必要とされる 免許・資格の取得状況について記載すること。

年度 かごしまの竹で育む産地づくり事業実施箇所調書

						完了	検査年	三月日:	2	年 月	日
						検					
						查	聑	ŧ			
						員	且	名			印
			市 光 公 正					負担	区分		
事業種目	エ	種	事 業 箇 所 (市町村名·大字·字·地)	事業主体名	事業量	事業	美費	県	その他	事業期間	備考

⁽注) 1 補助金交付要綱第11条に定める実績報告書には、この調書のほか、位置図(50,000分の1)、実測図、実施状況写真等を添付すること。

^{2 「}事業種目」及び「工種」欄は、補助金交付要綱別表第2から記載すること。

年度 かごしまの竹で育む産地づくり事業による竹材生産実績表

(単位:t又は本)

東米					(手位・(人(4本)
事業箇所 番 号	竹材生産量	単 価	金額	竹材出荷先	備 考
合 計					
Ц П					

完 了 検 査 調 書

事	業		名	年度かごしまの竹で育む産地づくり事業								
				()		
補具	助金交付剂		年	Ξ	月	日作	寸け	第	号			
事	業主	体	名									
代	表者	. 氏	名									
施	エ	筃	所									
事	業	概	要									
事	業	期	間		年	月	日~	~	年	月	日	
施	行	方	法									
設	計		額			円			円			円
実	施	į	額			円			円			円
補	助対象	等 業	掌						円			
補	助	j	額			円	(内訳)	県費	-	円,市	町村費	円
検	査	結	果									
特	記	事	項									
検	查下命者	-		殿						年	月	П
						検	査職員		職	氏名	7	印

- (注) 1 「事業名」欄の()書きは、補助金交付要綱別表第2の事項名を記載する。
 - 2 「事業期間」欄の事業着手日は、事業主体が県または市町村等からの補助金交付 決定通知を受理した日、事業完成日は、事業主体における最終となる工種の完了検 査実施日とする。
 - 3 「施行方法」欄は、直営、請負、購入等を記入する。
 - 4 「設計額」及び「実施額」欄は、請負契約を締結した場合の最終設計額、最終契 約額を記載する。なお、契約が複数ある場合は、それぞれ記載する。
 - 5 この様式は、補助事業者に特に定めがない場合の参考様式とする。

完了確認検査調書

事			業			名		年	度か	ごし	まの	竹で	育む産	地づ	くり	事業
							()			
事	美	美	主	ſ	本	名										
代	才	旻	者	E	£	名										
施		工		筃		所										
事		業		概		要										
事		業		期		間		年	月	日	\sim		年	月	日	
施		行		方		法										
設			計			額			円				円			円
実			施			額			円				円			円
補	助	対	象	事	業	費							円			
補			助			額							円			
検		査		結		果										
特		記		事		項										
検査下命者					ŧ						年	月		日		
							栈	食查耶	職員		職	氏名	Ä		印	

- (注) 1 「事業名」欄の()書きは、補助金交付要綱別表第2の事項名を記載する。
 - 2 「事業期間」欄の事業着手日は、事業主体が県または市町村等からの補助金交付 決定通知を受理した日、事業完成日は、補助事業者の完了検査実施日とする。
 - 3 「施行方法」欄は,直営,請負,購入等を記入する。
 - 4 「設計額」及び「実施額」欄は、請負契約を締結した場合の最終設計額、最終契約額を記載する。なお、契約が複数ある場合は、それぞれ記載する。